

## 第3節 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

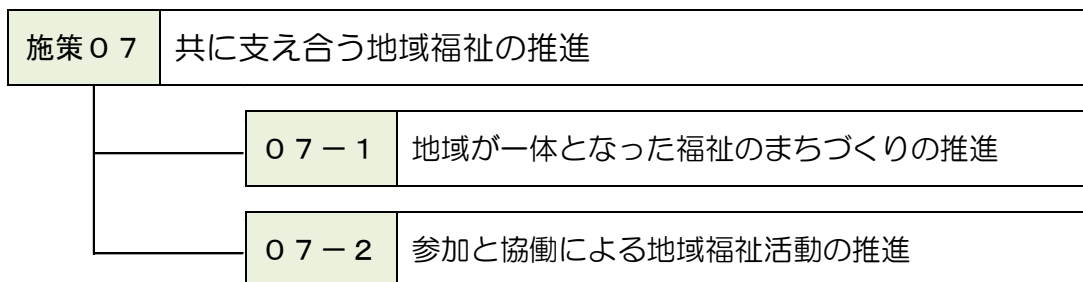
### 3-1 互いに認め支え合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

#### 施策07 共に支え合う地域福祉の推進

目的	対象	市民，地域活動団体，福祉サービス事業者，福祉団体
	意図	地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

#### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活をおくることのできるよう、豊かであたたかな地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、市民主体の地域福祉の輪を広げます。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 福祉人材の育成
- 地域福祉コーディネーター事業の推進（地域におけるトータルケアの推進）

#### ✚ 現状と課題

- 地域での交流が少なくなっており、支え合える関係づくりが難しくなっています。日常的に助け合える行動につながるよう啓発を進め、地域福祉活動の活性化を図ることが重要です。
- 団塊世代の退職者など、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活へと移行する人が増えていることから、今後地域福祉活動への参加者のすそ野を広げる必要があり、地域福祉を担う人材を育成することが課題となっています。
- 福祉人材の確保・育成は喫緊の課題であり、地域における人材確保の対策が求められています。福祉領域の知識技能が習得できるよう、総合的、効率的に専門的な人材の育成を図るため、福祉人材の養成拠点の整備が必要となっています。
- 家族の在り方やライフスタイルが変化する中、また、転入者が多い調布市では、市民同士のつながりが薄くなっており、交流機会の充実等によるふれあい、支え合いの地域づくりの促進が課題

となっています。

- 地域においてだれもが気軽に相談できる体制と支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ各種福祉サービスなどの情報提供の充実が必要です。
- 地方分権の進展により市民参加や自治意識の確立、子育てを支えられる地域の再生、安全・安心な地域づくりなども求められています。このような中、地域福祉の重要性はますます高まっており、より多くの市民の参画や担い手の育成、担い手同士のネットワーク強化などにより、その機能を高めていく必要があります。また、地域では、様々な団体活動や個人、事業者によって地域福祉の取組が行われていますが、虐待、孤立等の身近な地域でなければ発見・解決が困難な問題などがあり、地域の様々な課題の共有や連携が必要な場面が多くなっています。地域での福祉を推進するため、各種活動団体間のネットワーク化を図るなど、地域の課題を共有する仕組みづくりが求められています。
- 行政や福祉サービス事業所による支援は、各法制度などにより整備されていますが、複合的な課題に既存制度では解決できないケースも見受けられます。このため、地域と行政、専門機関をつなぐ橋渡し役として地域福祉コーディネーターを配置し、平成25年度から、2つの地域でモデル事業を実施しています。地域におけるトータルケアの推進に向け、コーディネート機能の拡充が求められています。
- だれもが安心かつ快適な生活が営め、進んで社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進が求められています。
- 東京都の権限移譲に伴い、社会福祉法人の認可・指導検査業務の基盤を整備するとともに事務を開始しています。
- 虐待の防止と権利擁護の確立を目標とし、見守りネットワークの啓発活動を推進するとともに、成年後見人制度に関する相談を随時対応しました。また、近隣4市（日野市、狛江市、多摩市、稲城市）と共同運営している「多摩南部成年後見センター」において、法人後見等、より具体的な支援を行っており、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成も行っています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 07-1 地域が一体となった福祉のまちづくりの推進

#### ◆ネットワークの構築とコーディネート機能の整備推進

福祉の生活支援を必要とする人を早期に発見し、保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域包括支援センターや基幹相談支援センターをはじめとした中核拠点機能の強化を図ります。さらに、地域で福祉の生活課題を抱える高齢者、障害者、若者などを支える支援機能を発揮するため、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する仕組みづくりやコーディネート機能の強化を担う地域福祉コーディネーターを配置します。

#### ◆虐待の防止と権利擁護の確立

だれもが自分らしく安心して暮らせるよう、見守りネットワーク（みまもっと）等を通じ見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員との連携を強化しながら、高齢者、障害者などに対する虐待の防止と権利擁護の確立を図ります。

### 第3編 分野別計画

#### ◆福祉人材の育成

福祉領域の知識・技能が習得できるよう、総合的、効率的に専門的な人材の育成を図ります。福祉従事者とその専門性を高められるとともに、市民が福祉業務に従事できるよう福祉人材育成拠点の整備を行います。

#### ◆ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、だれもが安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るなど、福祉のまちづくりを推進します。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域福祉コーディネーターの活動件数	3,403件 (平成25年度)	6,800件 (平成28年度)

#### 基本計画事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進
事業の内容	地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図り、共に支え合う地域福祉を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置します。
事業名	福祉人材育成拠点の整備
事業の内容	専門性を備えた福祉人材の確保及び育成を総合的に推進することを目的とし、市内の福祉人材育成の拠点整備を補助し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく取組を推進します。

### 07-2

#### 参加と協働による地域福祉活動の推進

#### ◆地域福祉活動の人材育成の支援

地域福祉活動を維持・向上させるため、民生委員・児童委員やボランティア等の地域福祉の担い手を中心に、地域の特性を生かした世代間交流事業などを実施し、地域福祉を推進するとともに、新たな担い手の育成や地域福祉活動のリーダーの発掘に努めます。

#### ◆地域福祉活動の推進と活動団体への支援

地域の支え合いにより、だれもが住み慣れた地域で生活をおくることができるよう、地域福祉活動団体による活動を支援します。また、閉じこもりや孤立を予防し、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、ひだまりサロン等の市民の主体的な仲間づくり活動を推進し、地域福祉の充実を図ります。さらに、地域課題を共有するため、各種活動団体間の交流機会の充実を図るなど、活動団体同士のネットワークの形成による地域福祉活動を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
ボランティア登録団体数	123 団体 (平成 25 年度)	155 団体 (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進【再掲】
事業の内容	地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図り、共に支え合う地域福祉を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置します。

## その他の主な事業

- ・地域福祉活動団体への支援



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

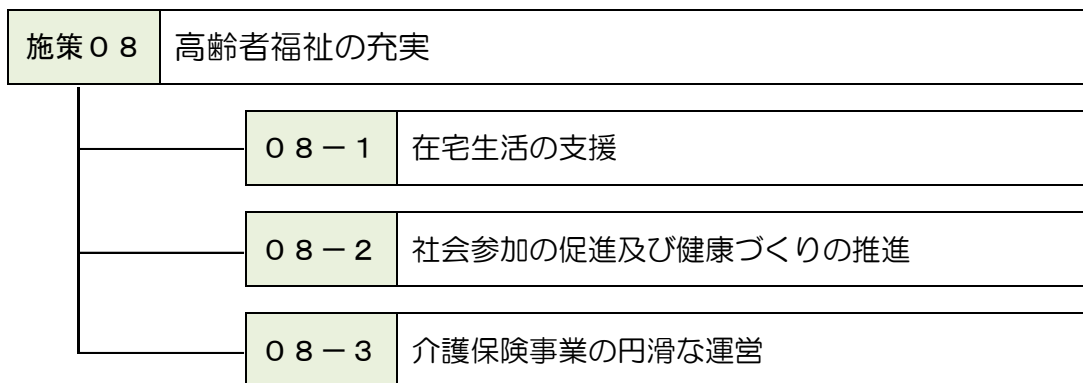
○市民は、地域や福祉に対する関心を持ち、市民同士による地域での支え合いに努めます。

## 施策08 高齢者福祉の充実

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
	意図	住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、健康的に暮らし続けることができる

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組み、介護、予防、医療、生活支援、住まいが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 医療・介護保険制度改革への対応
- 第6期高齢者総合計画の推進
- 高齢者の見守り体制の強化
- 高齢者の社会参加の促進

### ✚ 現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進行する中、調布市の高齢化率も上昇しており、平成26年10月1日現在、調布市の高齢化率は20.8%に達しています。平成28年には、75歳以上の人口が65歳～74歳人口を上回り、平成37年（2025年）には高齢化率が22.8%となると推計しています。
- 高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は増え続けており、平成25年度の要支援・要介護認定者数は8,800人を超え、市内の全高齢者数に対し約18.7%の割合となっています。
- 住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が可能となるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。また、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス

やそれ以外の高齢福祉施策を推進することが求められています。

- 高齢化の進行に伴い、ひとりぐらし高齢者や認知症高齢者の増加が予測されます。「地域包括ケアシステム」を推進するうえで高齢者支援の中核として重要な役割を担う地域包括支援センターを10か所配置し、総合相談窓口機能とともに、見守りネットワーク（みまもっと）による地域の見守り機能の拡充を図っています。しかし、高齢者における地域包括支援センターの認知度は4割程度であり、今後同センターの一層の周知を図っていくことが必要となっています。
- 高齢者が、孤立することなく、地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体での見守りや支え合いが今まで以上に必要です。また、見守りは、虐待防止や認知症高齢者の早期発見・対応、孤立死の防止などにもつながります。
- 支援を必要とする高齢者がいる一方で、高齢世代の多くは健やかに日常生活をおくっています。要支援・要介護状態を未然に防ぐためにも、健康づくり・介護予防を充実する必要があります。特に、元気で行動意欲が高い高齢者には、就労や地域活動などに取り組み、超高齢社会を支える担い手として活躍することが期待されており、多様な活動機会を創出することが特に重要となっています。
- 趣味活動や地域活動に参加していない高齢者も多くみられるほか、高齢者の活動の場となる老人クラブやシルバー人材センターでは、地域社会との関係の希薄化や趣味や嗜好の多様化により、加入者や就業実人員数が伸びない状況にあります。活動内容の魅力を高め、高齢者にこれらの活動の場への参加を促し、その活動の場を活性化していくことが求められています。また、老人憩の家について、老朽化が進む施設の現状を踏まえ、地域における健康づくりや社会参加などを含め、今後の機能の在り方の検討が必要になっています。
- 平成27年度の介護保険制度の改正により、予防給付における訪問介護・通所介護を地域支援事業へ移行することとなり、各自治体において、地域の実情に応じた施策を展開していくこととなりました。地域における支え合いの仕組みを構築し、地域全体で高齢者を支えていくことのできる体制づくりが求められています。
- 要介護者の多くは、様々な持病や身体機能の低下に伴う病状の悪化など介護ニーズとともに医療ニーズを抱えており、安心して、介護と医療サービスを切れ目なく受けられる体制づくりが求められています。また、医療制度改革による在院日数の短縮化、病床の再編により、病院から在宅への移行が進むため、医療と介護の連携を強化し、在宅においても介護サービスとともに医療サービスを受けられる体制づくりが必要です。
- 特別養護老人ホームや地域密着型サービスについては、介護給付費の伸びと介護保険料の上昇のバランスを慎重に配慮しながら、第6期介護保険事業計画等に基づき整備する必要があります。
- 「認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービスの流れ）」を作成・周知するとともに、認知症の方やその家族が地域で安心して生活できるような体制をつくる必要があります。
- 居住支援協議会を設置し、高齢者、低所得者、被災者、障害者その他住宅の確保に特に配慮を要する方への住宅の提供や、安心な住替え制度、空き家の活用などについて、関係団体及び調布市が連携し、必要な住宅施策を講じることが求められています。



✦ 基本的取組の内容

08-1 在宅生活の支援

◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、地域や関係機関との連携を強化し、そのネットワークを生かした相談支援の取組を行うとともに、見守りネットワーク等の地域の見守り体制を強化していきます。

◆医療と介護の連携強化

在宅療養する高齢者が安心して暮らせるよう、在宅医療に関する情報を提供するとともに、医師、薬剤師等の医療関係者とケアマネジャー等の介護関係者が連携し、包括的なサービスを提供します。

◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症施策の充実を図ります。認知症ケアパスの活用のほか、医療・介護従事者の認知症への対応力を高める支援や、成年後見制度の推進等を行います。

◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する方や家族介護者を支えるため、配食サービス、緊急通報システム等のサービスを提供するとともに、サービスの周知・利用を促進し、高齢者が安心して生活できるサービスの充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	39.7% (平成 25 年度)	42.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	地域包括支援センターの充実
事業の内容	高齢者の包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域包括支援センター広報協力員の活動支援、地域ケア体制の構築に取り組み、その多様なネットワークを活用して介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護等の個別支援や在宅医療と介護の連携、認知症の支援を行います。
事業名	見守りネットワークの推進
事業の内容	高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体で見守っていく仕組みを推進していきます。

## 08-2

## 社会参加の促進及び健康づくりの推進

## ◆社会参加と生きがいづくり

元気な高齢者が地域の支え手として地域で活躍することは、自身の生きがいづくりや介護予防につながるため、高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動できるよう、活動場所や集いの場の確保や地域情報の提供等に努め、地域での活動を支援します。福祉施設等の整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する場の提供も併せて検討します。

また、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

## ◆健康づくり・介護予防の推進

生活上の支援が必要になったり、介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し、要支援・要介護状態になるのを未然に防ぐため、健康づくりや、通所または訪問による各種の介護予防事業を実施します。また、要支援者に対する生活支援サービスは、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」として、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が提供することとなります。地域の支え合いの体制づくりを推進する中で、介護予防の充実を図り、必要な人に必要なサービスが届くよう進めます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
健康ではりのある生活のため、趣味活動や地域活動に参加している高齢者の割合	39.3% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業の展開
事業の内容	高齢者が要介護状態にならずに元気に暮らしていけるよう、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進します。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、多様な主体によるサービスを提供するとともに、地域介護予防活動支援事業や普及啓発事業を行います。

## 08-3

## 介護保険事業の円滑な運営

## ◆介護保険事業の円滑、適正な運営

介護保険事業を円滑、適正に運営するために、利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化等を図ります。

◆地域密着型サービス<sup>\*</sup>等の整備

地域密着型サービスは、認知症高齢者の支援など、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たしており、給付費の伸びに起因する介護保険料の上昇に配慮しつつ、地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。



## 第3編 分野別計画

### ※地域密着型サービス

特別養護老人ホームや訪問介護事業所のように指定権限が都道府県ではなく市町村にあり、原則住民のみを利用対象とするサービス。調布市では、認知症の高齢者が18人程度で共同生活を送る「認知症対応型共同生活介護」や、24時間365日定期的又は随時に訪問し、介護や看護を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の整備を実施

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域密着型サービス事業所数	18か所 (平成25年度)	第6期高齢者総合計画の 検討と整合を図り設定 (平成29年度)

### 基本計画事業

事業名	地域密着型サービスの整備
事業の内容	認知症や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援する「地域密着型サービス」を、市内4地域（東部、西部、南部、北部）のバランスに配慮しながら整備を促進します。整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する場の提供も併せて検討します。

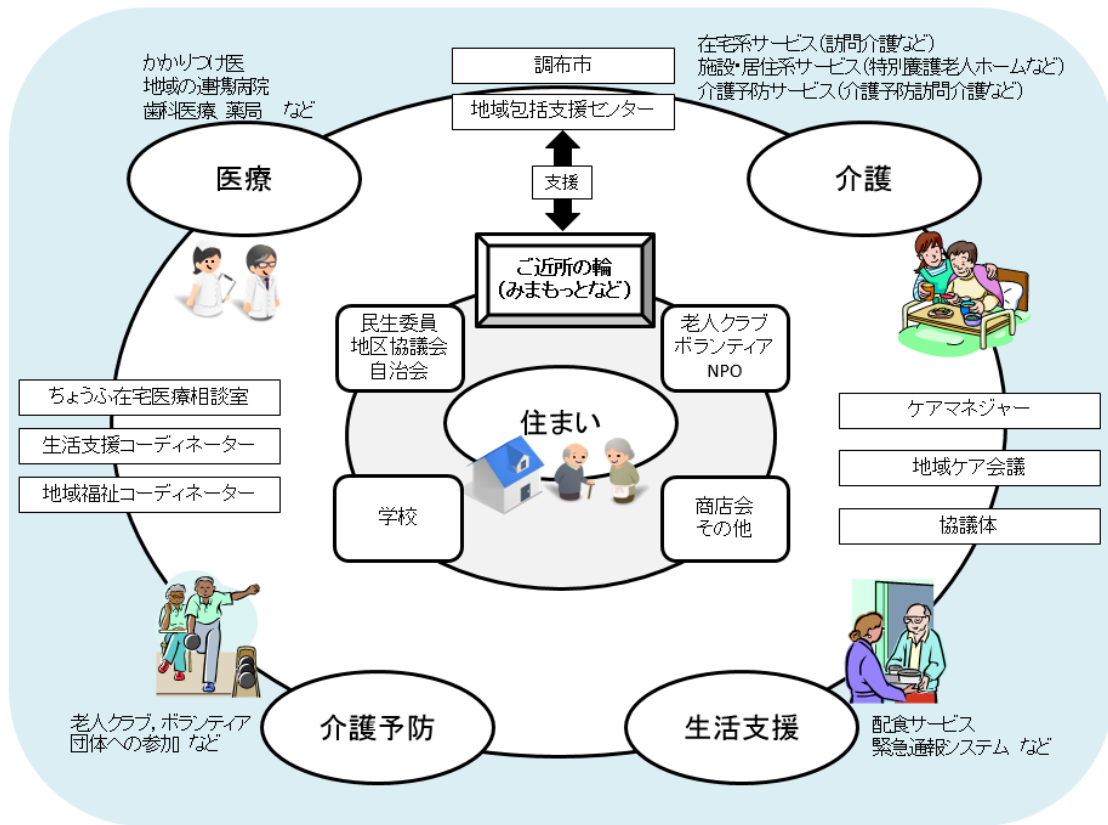
事業名	特別養護老人ホーム等の整備
事業の内容	特別養護老人ホーム等の建設費等の一部を助成することで、整備計画を促進し、要介護高齢者の安定した生活を確保します。



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民、事業者は、高齢者が地域で孤立せず安心して暮らせるよう、地域での支え合いに努め、支援を必要とする高齢者の見守り活動等を行います。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】

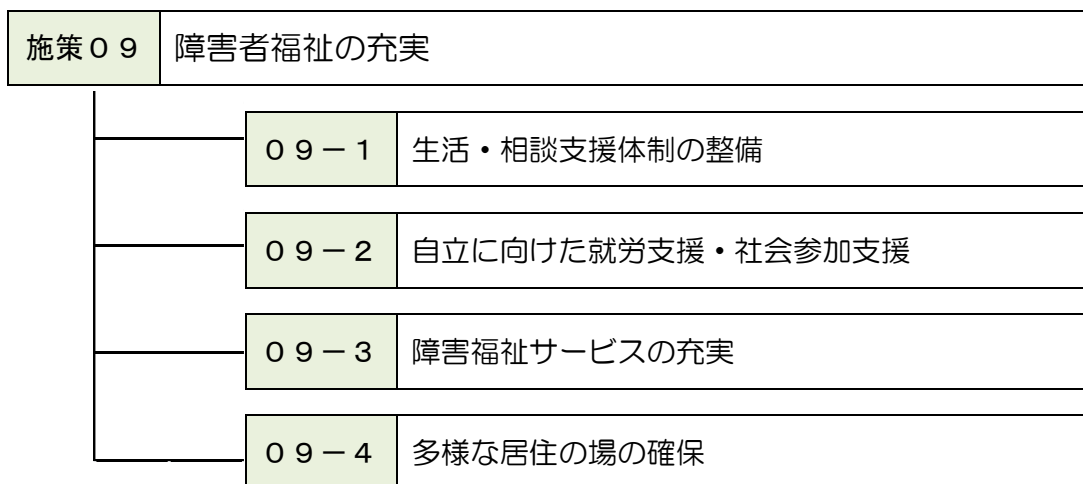


## 施策09 障害者福祉の充実

目的	対象	障害のある市民
	意図	安心して暮らし、社会に参加することができる

### ✦ 施策の方向と基本的取組の体系

障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 障害者の相談・就労支援，社会参加支援
- 子ども・若者支援
- 福祉人材の育成

### ✦ 現状と課題

- 平成23年8月に改正された障害者基本法では、その目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされ、「地域社会における共生等」を図るための施策の推進が求められています。その人らしい自立した生活を実現するため、市町村における支援は重要な役割を占めており、その支援ニーズは今後も増大していくことが見込まれます。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲の見直し（難病等）や地域生活支援事業の拡充などが行われ、障害者保健福祉行政が大きく変わりましたが、法施行後3年が経過する平成28年度には更なる制度見直しが予定されており、引き続き適切に対応していく必要があります。
- 支援を必要とする障害者が増加する中、社会全体の高齢化、小世帯化、ライフスタイルの変化や

価値観の多様化が進み、障害者の生活上の困難は多様化しており、一人一人のニーズに応じた、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援が必要です。

- 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害についての理解が進む中、発達障害者の相談数は、年々増加しています。地域において発達障害者の生活・就労など、ライフステージに応じた一貫した支援を行う必要があります。
- 平成25年6月に障害者差別解消法が成立しました。法施行後は地方公共団体等には差別を解消するための措置や対応の責務が課されることとなります。調布市においても、虐待防止をはじめ、様々な障害者の困難に対して支援を行っていますが、引き続き一人一人のニーズやライフステージに応じた一貫した支援を、地域と協力して行っていく必要があります。
- 平成25年4月に障害者雇用促進法施行令が改正され、障害者雇用率が引き上げられました。また、障害者優先調達推進法も施行され、国、地方公共団体等が障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が明記されました。調布市では、障害者就労支援センターにおいて障害者の就労を支援しています。支援を受けて就労している障害者は増えていますが、今後多様化が予想される障害者側、企業側双方のニーズに的確に対応していく必要があります。
- 福祉人材の確保・育成は喫緊の課題であり、地域における人材確保の対策が求められています。福祉領域の知識技能が習得できるよう、総合的、効率的に専門的な人材の育成を図るため、福祉人材の養成拠点の整備が必要となっています。
- 発達障害者支援体制整備推進事業において、発達障害者及びその家族への支援を継続するとともに、関係機関との連携によるネットワーク強化を図り、発達障害者への支援に困難さを抱える市内サービス事業所等への支援に取り組む必要があります。また、一般市民等への普及啓発をさらに充実させ、発達障害への理解の促進を図ることも必要です。
- 重度知的障害者施設への助成により、重度知的障害者の日中活動の場を確保し、社会参加の促進を図ることが重要です。
- 重度重複障害者グループホームの運営支援、知的障害者グループホームの設置・運営支援を継続し、障害者が住み続けられるまちづくりを推進することが必要です。

## ✚ 基本的取組の内容

### 09-1 生活・相談支援体制の整備

#### ◆相談等支援体制の強化

年齢やライフステージで切れ目なく障害者が安心した生活がおくれるよう、基幹相談支援センター※を中心に、長期のひきこもりを含む精神保健福祉相談をはじめ、地域における総合的な相談支援体制を一層強化します。また、障害者虐待防止センター※にて、障害者虐待に対する知識・理解の普及啓発、養護者支援による虐待防止、虐待防止ネットワークの構築など障害者虐待防止の体制整備の強化を図ります。

##### ※基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い総合的な相談業務を行うものであり、障害福祉課内に設置

##### ※障害者虐待防止センター

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うものであり、障害福祉課内に設置

### 第3編 分野別計画

#### ◆障害者を地域で支える体制

障害者が地域で安心して暮らし、緊急の場合にも適切な対応ができるよう、様々な視点から地域で支えていく仕組みを検討します。

#### ◆発達障害者等への支援体制の構築

発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会生活への適応のために必要な生活支援、就労準備支援、家族等に対する相談及び助言その他の支援を行う体制の構築を図ります。また、発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもや専門的支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携を図り、一貫した支援に取り組みます。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1,253人 (平成25年度)	1,500人 (平成30年度)

### 基本計画事業

事業名	障害者を地域で支える体制づくり
事業の内容	緊急サポート事業、地域への障害理解や相談機関の普及啓発、知的障害者へのアウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備等を行い、様々な視点から障害者を地域で支える仕組みづくりを行います。
事業名	発達障害者支援体制整備推進事業
事業の内容	発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、こころの健康支援センターに相談窓口を設置し、家族等に対する相談及び助言を行うとともに、社会参加のための訓練や生活支援、就労準備支援を実施します。

## 09-2

### 自立に向けた就労支援・社会参加支援

#### ◆障害者の就労支援の充実

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する市内の事業者を支援するとともに、市が率先して障害者に対する就業機会を提供するなど、働く場の充実を図ります。

#### ◆地域生活支援事業の推進

地域の特性や障害者の状況に応じ、相談支援やコミュニケーション支援事業等を展開し、障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の基盤づくりを推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数	160人 (平成25年度)	210人 (平成30年度)

## 基本計画事業

事業名	障害者の就労支援
事業の内容	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行い、障害者の就労の促進を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。

## 09-3 障害福祉サービスの充実

## ◆日中の活動場の整備と社会参加の促進

障害者の日中の活動の場を確保するため、日中活動系サービス（日中に行われる福祉的就労や介護、訓練などの場を提供するサービス）事業所の整備を推進します。特に受入れの拡大が求められる重度知的障害者や重度重複障害者の社会参加の促進を図ります。

## ◆障害福祉サービスの支援

障害者の日常生活の支援、居住の場の確保、社会復帰の支援など、障害者のニーズや法に基づき、きめ細かなサービスを提供します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
調布市の障害者福祉施策の充実度 (上段：身体障害、中段：知的障害、 下段：精神障害)	56.6%	60.0%
	63.5%	60.0%
	58.4%	60.0%
	(平成25年度)	(平成30年度)

## 基本計画事業

事業名	放課後等デイサービスの充実
事業の内容	障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇における居場所の充実を図ります。



09-4 多様な居住の場の確保

◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホーム等の設置・運営を支援して、基盤整備を図ります。

◆地域生活に向けた移行支援

地域生活への移行を希望する施設入所者や精神病院の長期入院患者に対し、移行を円滑に進めるため、グループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアの仕組みづくりを促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
「調布市に住み続けたい」と答えた障害者の割合 (上段：身体障害，中段：知的障害， 下段：精神障害)	95.6%	90.0%
	93.5%	90.0%
	90.4%	90.0%
	(平成 25 年度)	(平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	障害者グループホームの整備
事業の内容	障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、ふれあいや交流を通して地域に住む障害者や障害そのものへの理解を深め、互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に寄与するよう努めるものとします。
- 事業者は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適切な雇用の場を提供する共同の責務を有します。

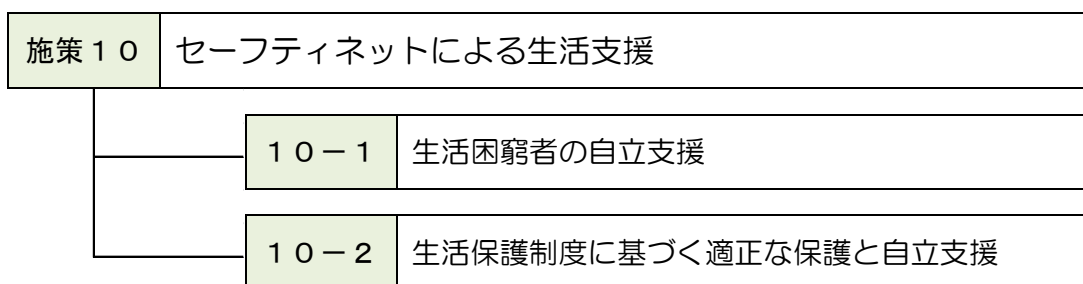


## 施策10 セーフティネットによる生活支援

目的	対象	生活困窮者，生活保護受給者
	意図	自立して生活をおくることができる 健康で文化的な生活をおくることができる

### 施策の方向と基本的取組の体系

生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また，自立に向けて継続的な支援を実施していきます。



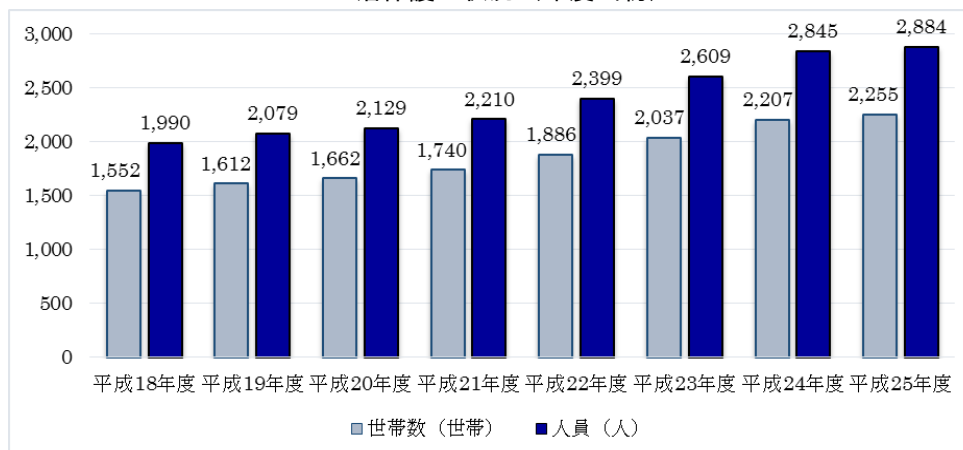
時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 生活困窮者・子どもの貧困対策

### 現状と課題

○長期にわたる景気低迷による地域経済・雇用環境の悪化，高齢化の進行等を背景に，生活保護を必要とする世帯が増加しています。世帯類型別にみると，高齢者世帯が最も多く，高齢化に伴い増加し続けています。次いで，傷病者世帯・障害者世帯が多い状況でこれまで推移してきましたが，社会生活を営むうえで困難を抱える若年者や働き世代を含むその他の世帯が増えているのが近年の特徴といえます。

生活保護の状況（年度当初）



出典：福祉健康部生活福祉課資料

- 調布市は、これまで「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に、適正な保護を実施してきました。今後も、国の動向を踏まえながら、適正な保護の実施に向けて、最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援をより一層図る必要があります。
- 様々な要因から生活困窮に至った方が、社会的・経済的に自立していくためには、生活困窮者の状況や自立阻害要因について、それぞれの状況に応じた支援を行うなど、きめ細かな取組が求められています。また、子どもの貧困が問題となっており、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという貧困の連鎖の解消が課題となっています。
- 調布市では就労支援に重点的に取り組んでおり、積極的な訪問活動による生活状況の把握や、面談・カウンセリングの強化等を行った結果、就労に結びついた人数や自立した世帯数は増加しつつあります。今後も「自立」の概念を広く捉えて関係機関と連携し、相談支援体制等の充実を図ることが求められます。
- 平成26年度には、ハローワークの常設窓口の庁内設置と、民間事業者のノウハウを活用した新たな就労支援事業を開始しました。
- 生活保護受給者の自立支援については、就労支援に限らず、これまでもケースワーカーが生活保護受給者の相談にのり、訪問活動等を行う中で、社会参加活動支援、地域生活移行支援、あるいは健康増進支援へとつなげています。平成25年度から、新たな取組として、金銭管理支援事業を開始しています。
- 生活困窮者自立支援法においては、生活保護に至る前の段階の方の自立に向けた確実な支援を目的として、相談支援事業の創設、家賃負担、生活訓練等の自立支援が対策として挙げられており、制度や法の改正に対応した取組が必要となります。
- 平成26年1月に施行された子どもの貧困対策法では、地方自治体に対して、子どもの貧困対策のための施策の実施が求められています。調布市では、平成25年度から、生活保護受給世帯の子どもを対象に教育費（塾代）を負担することで学習環境が整っていないことによる貧困の連鎖に対する対策を行っていますが、法に沿った更なる対応が求められます。

## ✚ 基本的取組の内容

### 10-1 生活困窮者の自立支援

#### ◆生活困窮者に対する支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対する支援を実施します。

#### 基本計画事業

事業名	生活困窮者自立支援事業《新規》
事業の内容	生活保護に至る前の段階にある方の自立を支援するため、生活困窮者を早期に把握し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◆生活保護制度の適正運用の推進

生活に困った人の最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を行います。また、電子レセプトを活用した重点的な点検指導等による医療扶助の適正化や資産調査等の取組を強化するほか、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組みます。

◆就労支援の充実

ケースワーカー、専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の意向や適性に応じ、一体となって受給者に対する就労に関する相談・支援をします。

◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

生活保護受給者の自立を促すため、ケースワーカーが関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を実施します。また、子どもの健全育成支援の強化として、生活保護世帯の子どもに対する学習支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
就労（増収）により自立した世帯の割合	6.1% （平成 25 年度）	5.0%程度 （毎年度）

基本計画事業

事業名	自立支援事業の充実
事業の内容	生活保護受給者の自立に向けて、支援対象となる受給者の個々の自立阻害要因に応じた自立支援プログラムを策定、適用することにより、受給者の社会的、経済的自立に向けた支援を行います。

その他の主な事業

- ・市立小・中学校への就学支援
- ・母子家庭自立支援の充実
- ・低所得者・離職者対策事業の実施



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

○市民は、市民同士のつながり、交流を持ち、困っている人がいたら支え合うとともに、必要に応じ支援機関につないでいきます。



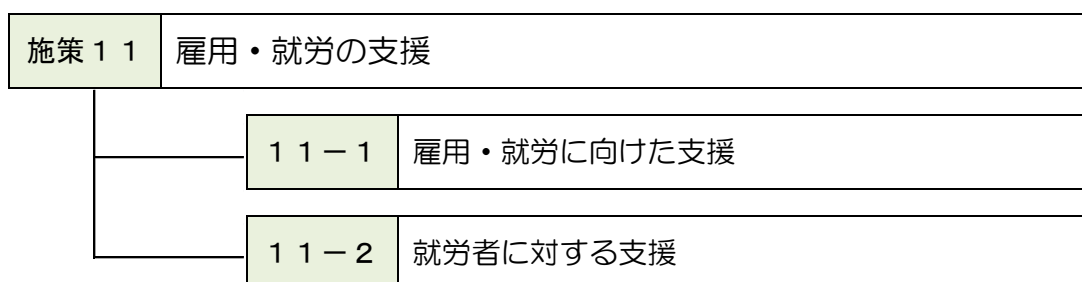


## 施策 1 1 雇用・就労の支援

目的	対象	就労者，就労希望者，事業所
	意図	就労していきいきと暮らすことができる

### ✦ 施策の方向と基本的取組の体系

国，東京都等の関係機関や近隣自治体と連携し，個々に応じた雇用・就労を支援します。また，市内事業者の福利厚生の上を促進します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 子ども・若者支援（若者の職業的自立支援）
- 生活困窮者・子どもの貧困対策（低所得者等の就労支援）
- 女性の活躍の推進（女性の就労支援）

### ✦ 現状と課題

○わが国では，現在，国内需要が堅調に推移し，生産が緩やかに増加している中で，雇用・所得環境にも改善の動きがみられている一方で，若者雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。若年者の失業率は，全体の失業率と比べ依然として高い水準で推移しているため，次代を支える若年者の雇用対策と，仕事に対する不安や悩みを抱えている若者に対する自立や就労の支援が必要です。

○調布市は，困難な問題を抱える若者の職業的自立を支援するため，多様なサポートを行う「ちょうふ若者サポートステーション（厚生労働省委託事業）」を平成25年7月に誘致しました。15歳から39歳までの若者の就労や自立に向けた支援を展開し，平成25年度来所者数2,168人，うち93人が就職や進学，平成26年10月末時点で来所者数は，150人余の保護者を含め延べ3,180人，うち205人が就職や進学といった進路決定につながっています。

○雇用・就労対策は，社会経済の情勢や国，都道府県の施策に左右されることが多く，市独自での取組には限界があることから，国や東京都等の関係機関や近隣自治体との連携により雇用や就労を促進する取組を進めることが重要です。

- 調布市では、ハローワーク府中や東京しごと財団などの関係機関と連携し、求人情報の提供や就職面接会・就労支援セミナーなどを開催するとともに、就労を希望する市民からの職業相談・職業紹介・就労に関する相談などに対応するため、ハローワーク府中の出先機関である「調布国領しごと情報広場」の運営に参画しています。
- 「調布国領しごと情報広場」では、専門スタッフによる就職に関する相談や企業との面接日の調整など、就労支援を実施しています。また、子育てしながら就職を目指す女性を支援するため、「マザーズコーナー」を充実し、子どもと一緒に安心して相談ができる環境を作っています。平成20年度の開設以来、マザーズコーナーでの新規求職者数、就職件数は増加が続いています。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、平成25年4月から、民間企業における障害者の法定雇用率が2.0%となり、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲も、従業員56人以上から50人以上となっています。
- 高年齢者の雇用については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、平成25（2013）年度から雇用確保措置の義務対象年齢が段階的に引き上げられ、平成37（2025）年度には65歳までの雇用が義務化されます。
- 事業者の福利厚生と従業員の定着化を図るため、調布市勤労者互助会に対し、補助金を交付していますが、事業者の高齢化や事業所数の減少などが課題となっています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 11-1 雇用・就労に向けた支援

#### ◆調布国領しごと情報広場による就労支援

様々な求人情報や職業相談、職業紹介、職業訓練に関する相談をはじめ、生活保護受給者、障害者、母（父）子家庭などの就労を支援するため、府中公共職業安定所（ハローワーク府中）と連携して、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画します。

#### ◆就労支援セミナー、就職面接会の実施

ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩などをはじめ、国や東京都、近隣自治体等の関係機関と連携し、就労支援セミナーや就職面接会を実施し、市民の就労支援と市内事業所の雇用確保を支援します。

#### ◆若者の職業的自立、就労の支援

仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう、ちょうふ若者サポートステーション等とともに、若者の職業的自立・就労の支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーや就職面接会を実施し、就労支援とともに市内事業所の人材確保を支援します。

#### ◆働きたいママへの就労支援

調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」において、専門相談員が求人情報や職業相談・紹介などの就労支援を行います。また、一時保育付きの就労支援セミナーを実施するなど、女性の就労を支援します。

### 第3編 分野別計画

#### ◆高齢者、障害者、低所得者等の就労支援

高齢者の働く機会の確保や、障害者の雇用促進に関する支援制度、ちょうふ就職サポート等との連携による生活保護受給者の自立支援など、高齢者、障害者、低所得者等の就労を支援、促進します。また、市内事業所等との連携により、福祉作業所の受注機会の確保や地域連携を促進します。

#### ◆雇用・就労情報の積極的な提供

就労支援セミナーや就職面接会の開催情報をはじめ、国や東京都などの関係機関による雇用・就労情報についても、市報・ホームページ等様々な媒体を活用して、積極的に情報提供します。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
「調布国領しごと情報広場」における市内在住者の就職者数	1,111人 (平成25年度)	1,150人 (平成30年度)

#### 基本計画事業

事業名	調布国領しごと情報広場の運営参画
事業の内容	ハローワーク府中との連携事業として、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し、就職に関する相談や情報提供など、地域住民や事業所の求人・求職のニーズに対応した就労を支援します。

### 11-2 就労者に対する支援

#### ◆就労者への支援

関係機関と連携して、労働セミナーや街頭労働相談の開催、ポケット労働法の発行など、労働問題への対応や労働関連法の知識習得を支援します。また、悩みの内容に応じて、専門機関を案内し、労働問題への相談に対応するなど、就労者に対する支援を行います。

#### ◆市内事業者の福利厚生への支援

市内中小企業で働く方々の福利厚生を支援するため、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、勤労者互助会への加入を促進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
勤労者互助会の会員数	3,543 人 (平成 25 年度)	3,700 人 (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	調布市勤労者互助会の活動支援
事業の内容	市内中小企業で働く方々の福利厚生を支援するため、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、勤労者互助会への加入を促進します。



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、就労によって社会を支えることの知識や技能の習得に努めます。
- 事業者は、就労していきいきと暮らすための従業員の福利厚生の充実を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

### 第3編 分野別計画

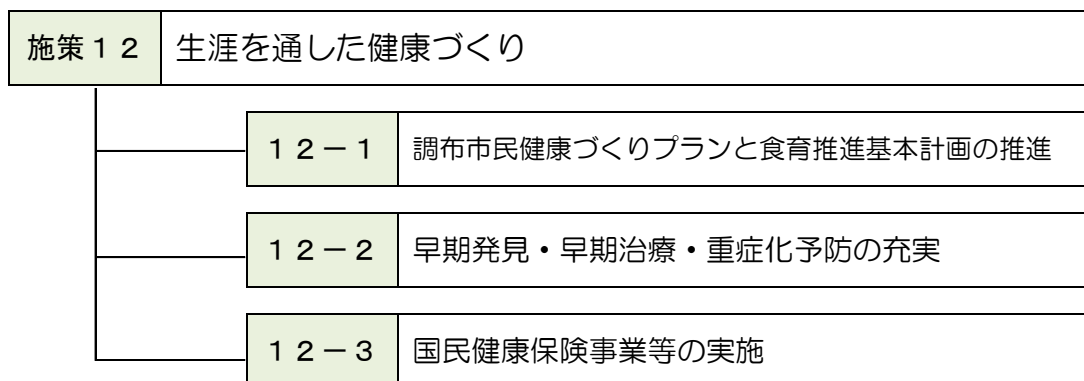
#### 3-2 心身共に健康で、笑顔あふれる生活をおくることができるまち

##### 施策12 生涯を通じた健康づくり

目的	対象	市民
	意図	生涯にわたり健康な生活をおくることができる 身近な地域で安心して医療を受けられる

#### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制を充実します。また、医療保険制度改革に適切に対応して保健行政の推進を図ります。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 医療・介護保険制度改革
- がん検診受診率の向上
- 新たな定期予防接種化への対応
- 医療費の適正化
- 食物アレルギー対策

#### ✚ 現状と課題

- 日本の平均寿命は世界最高水準にありますが、今後も平均寿命が伸びることが予測されており、健康づくりをより一層推進し、健康寿命を延ばすことが求められています。
- 少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、国は、健やかで心豊かに生活できる社会の実現と社会保障制度が持続可能となるよう「21世紀における第2次国民健康づくり運動」を推進することとしています。調布市では、平成24年度に調布市民健康づくりプランを改定し、地域の総合的な健康づくりに取り組むこととするとともに、「食」という側面からの健康づくりとして調布市食育推進基本計画を改定し、食を通じたところとからだの健康づくりを推進することとしています。

- アレルギー児を育てる親が食物アレルギーを正しく理解し、十分な対策を取るとともに、子どもにも自分のアレルギーへの理解を促し、事故のない食生活を送ることができるよう、相談体制の充実のほか情報提供や講座の実施等を進める必要があります。
- 高齢化の進行や市民のライフスタイルの変化により、がんや心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡率は依然高いまま推移しており、予防に重点を置いた対策が必要となります。
- 調布市では、がんによる死亡率（74歳未満の年齢調整死亡率）は10万人当たり84.0人となっており、近年は低下傾向がみられ、近隣自治体と同程度となっています。しかし、調布市のがん検診受診率は横ばいで推移しており、3～5人に1人の受診にとどまっています。検診の重要性を啓発するとともに、検診対象者が受診しやすい環境づくりが求められています。
- 調布市は、人口当たり病院数が少ない一方、一般診療所が比較的多く、かかりつけ医による診療を受けやすい環境といえます。平成22年の高齢者におけるかかりつけ医の定着率は69.8%となっており、引き続きより多くの市民への定着を図ることが求められます。
- 日本の自殺者は3万人を超えており、社会問題となっています。その原因は健康問題、経済・生活問題など多岐にわたっており、健康問題では、うつ病などの精神疾患患者が増加傾向にあります。こころの健康も含めた健康づくりに社会全体で取り組む必要があります。
- 平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新感染症対策の強化の重要度が増しており、市民への新感染症に関する情報提供や十分な予防体制の整備が求められています。調布市では、感染拡大の防止等を図り、市民の生命及び健康を保護するため、平成26年11月に調布市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、対策を推進しています。
- 国民健康保険事業は、被保険者の高齢化、高度な医療の普及による医療費の増大や景気低迷等による保険税収入の減少、制度の構造的な問題等により、財政的に大変厳しい状況にあります。保険財政の健全化を図るためには、国民健康保険税の確保と医療費の適正化への取組を推進する必要があります。また、被保険者の健康維持の観点から、生活習慣病の予防や重症化予防の取組を保健・医療等の分野と連携して推進する必要があります。
- 調布市では、これまでの徴収強化の取組により国民健康保険税の収納率は徐々に上昇している状況です。また、特定健康診査や後期高齢者健診の受診率は過半数に達しており、これまでの受診勧奨の取組が一定の成果を上げていることが分かります。今後も、財政健全化や被保険者の病気予防に向け、引き続き、これらの取組を推進していくことが求められます。
- 国では、社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、平成25年12月に社会保障制度改革プログラム法を制定し、そのなかでは国民健康保険の制度改革の実施や後期高齢者医療の在り方等についての検討など医療制度改革の方向性が示されました。調布市では、今後、制度改革に適切に対応していく必要があります。



✦ 基本的取組の内容

12-1 調布市民健康づくりプランと食育推進基本計画の推進

◆市民が自ら取り組む健康づくりの支援

市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み支え合うことができるよう、健康づくり活動の支援を推進します。また、こころの健康づくりとして、健康教育による啓発と相談窓口の充実を図ります。

◆食育の推進

生涯にわたり豊かな食生活が実現できるよう、学校、地域等との連携を深めながら、調布市食育推進基本計画に基づき、食育の普及啓発を行うなど、食を通じたこころとからだの健康づくりとして食育を推進します。

また、アレルギー相談窓口を開設し、市民へのアレルギー疾患に対する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
健康だと感じている市民の割合	73.3% (平成 25 年度)	80.0% (平成 30 年度)

主な事業

- ・調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画の改定・推進
- ・健康づくり市民活動の支援

12-2 早期発見・早期治療・重症化予防の充実

◆病気の早期発見・重症化予防に結びつく検診の充実

病気を早期に発見し適切な治療に結びつけるため、各種がん検診などの充実や様々な媒体を通じた受診率の向上のための普及・啓発活動等に取り組みます。

◆かかりつけ医の普及定着の促進

医療機関との連携を図りながら、普段から市民一人一人の健康状態や病気を把握し、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供する「かかりつけ医（内科・歯科）」の普及や定着に向けた取組を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
75歳未満のがんの年齢調整死亡率※ (10万人当たり)	84.0人 (平成25年度)	73.9人 (平成27年度)

※年齢調整死亡率

年齢構成が異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。単位は人口10万当たりの人数で表記。目標値は東京都健康推進プラン21（第二次）の中間目標に基づく数値。平成27年時点で調整予定

## 基本計画事業

事業名	がん検診の充実
事業の内容	がんの早期発見，早期治療を促すことにより，がんによる死亡者数の減少等を図るため，がん検診を充実します。

## 12-3 国民健康保険事業等の実施

## ◆生活習慣病の予防と重症化予防

糖尿病，高血圧，脂質異常症などの生活習慣病の予防を図るために国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健診・特定保健指導の受診率及び実施率の向上を図るほか，生活習慣病による合併症の発症や病状の進行等の重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

## ◆国民健康保険事業の適正な運営

主たる財源である国民健康保険税については，負担の公平及び財源確保の観点から徴収体制を強化し徴収率の向上を図ります。また，増加する医療費の適正化を図るため，ジェネリック医薬品の普及促進や，診療報酬明細書等の点検を強化します。

## ◆医療保険制度への適切な対応

医療制度改革（高齢者医療制度改革含む）の動向を注視しつつ，国民健康保険及び後期高齢者医療制度への加入者が安心して医療を受けられるよう適切な対応を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	51.2% (平成25年度)	60.0% (平成29年度)

基本計画事業

事業名	国保ヘルスアップ事業の推進
事業の内容	医療機関等と連携し、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進，生活の質の向上を目的として，生活習慣病の発症予防や重症化予防等に取り組みます。



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は，健康への意識を持ち，健康的な生活習慣を身につけます。また，市民同士で健康づくりができるような仲間づくりを進めます。
- 事業者は，従業員等への健康管理を行い，健康づくりの推進に努めます。

